

1 学識者懇談会の位置づけ(河川法)

第16条の3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

河川法に基づき、河川に関し意見を聴く場を設けるため、学識者懇談会を開催。

2 構成員への依頼事項

専門分野での知見をもとに、具体的な整備内容などを定める河川整備計画の内容等について意見提出を行うこと。

3 河川整備計画の決定・公表まで

河川整備基本方針

河川整備計画

●内容

河川整備の目標
河川工事, 河川の維持の内容

河川整備計画の
素案の作成

意見

学識経験者

意見

公聴会の開催などによる
住民意見の反映

河川整備計画の
案の決定

意見

地方公共団体の長

河川整備計画の
決定・公表

河川工事, 河川の維持

第1回 河川整備学識者懇談会
(令和2年10月30日)

- 阿武隈川圏域, 多田川圏域
- 現状と課題

第2回 河川整備学識者懇談会
(令和2年12月24日)

- 阿武隈川圏域, 多田川圏域
- 目標に関する事項
(治水, 利水, 環境, 維持管理)
- 河川の整備の実施に関する事項
- 河川整備計画(素案)
- 名取川圏域
- 現状と課題

今回

第3回 河川整備学識者懇談会
(令和3年2月15日)

- 阿武隈川圏域, 多田川圏域
- 住民意見などの計画への反映状況
- 河川整備計画(案)

第4回 河川整備学識者懇談会
(令和3年6月頃)

- 名取川圏域
- 目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
(河川整備事業メニュー)
- 河川整備計画(素案)